

「資金不足等解消計画」の概要

※赤字部分が時点修正した箇所

令和6年3月
病院事業局

1 資金不足等による許可公営企業となった要因の分析

① 資金不足の状況

平成28年度に初めて発生した資金不足が、平成29年度に単年度の資金収支が約16億円のマイナスとなったことから拡大し、資金不足比率が12.1%に達した。

② 経営悪化の要因

- 中央病院、新庄病院、河北病院の3病院では、急性期病院としての役割を果たすため、医療スタッフの充実等医療提供体制の強化と患者の早期退院に取り組んだ結果、診療単価は向上したものの平均在院日数が短縮し、入院患者延数の減少に見合うだけの新患者数を確保できず、職員一人当たりの生産性が低下。
- 類似規模病院との比較では、新庄病院を除く3病院で医業収益に対する職員給与費の比率が高く、費用構造が硬直化している。
- 特に河北病院については、患者数の減少による影響が大きく、医療機能の見直しや病床数削減等の対応を行ってきたものの、費用減を上回る収入減が続いている。

2 資金不足等解消計画策定年度以降の経営状況

- 平成30年度は、中央病院における新たな加算の取得や一般病床の削減（△51床）、河北病院の医療体制の見直し等の取組みを行ったが、入院患者延数の減少等により医業収益が減少したことなどにより、経常赤字9億2,600万円となり、資金不足比率は14.6%となった。
- 令和元年度は、新庄病院の一般病床の削減（△45床）、外来診療単価の上昇等による医業収益の増加、一般会計繰入金の拡充などにより、経常赤字4億4,400万円となり、資金不足比率は14.5%となった。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の感染拡大の影響により、医業収益が大幅に減少したものの、中央病院と新庄病院における新たな加算の取得や、河北病院の病棟再編等の取組みを行い、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」「特別減収対策企業債」等の政府の支援施策を活用して、経常黒字9億6,000万円となり、資金不足比率は14.6%となった。
- 令和3年度は、引き続き新型コロナの専用病床を確保して多くの患者を受け入れるとともに、政府の支援施策を活用し、経常黒字16億3,300万円となり、資金不足比率は10.4%となった。
- 令和4年度は、診療単価の上昇による医業収益の増加や、引き続き新型コロナ病床確保料等の補助金を受け入れたことなどもあり、経常黒字20億2,700万円、資金不足比率は6.8%となった。

3 計画期間

- 平成30年度から令和9年度まで 10年間

4 効率化・経営健全化の取組及び資金不足を解消するための主な方策

① 収益等の確保に関する事項

- 診療報酬における加算の適切な算定の推進及び診療情報管理士によるコーディングチェック等DPC対応への強化により、安定した収益の確保に努める。
- 新たな未収金発生抑制に努める一方、既に発生した未収金については弁護士法人と連携した回収強化に努めるほか、必要に応じ支払督促等の法的措置も実施する。
- 民間の医療機関では対応が困難な高度・特殊医療等、病院負担とすることが適当でない経費等については、一般会計からの適正な繰入を行う。

② 経営の効率化に関する事項

- 医療需要の変化や診療報酬制度の変更に適切に対応するため、必要に応じ病院の規模・機能・組織体制等の見直しを進め、医業費用の効率化を図る。
- 新庄病院については、将来の人口規模等を踏まえた患者予測を勘案し、移転改築後の新病院の病床数を325床とする。

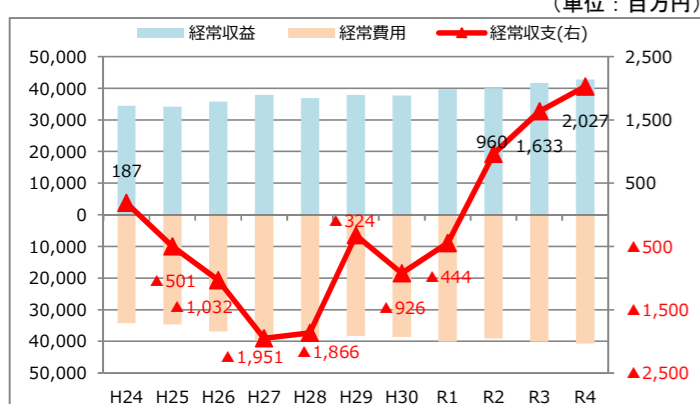
③ 河北病院の経営改善に向けた取組み

- 平成30年4月から一般病棟の病床数を24床削減するとともに、給食業務の外部委託化により職員体制の見直しを行った。また、令和2年4月から急性期病棟の病床数を36床削減し、今後、需要が増加すると見込まれる地域包括ケア病棟の病床数を10床増床した。
- さらに、外部専門機関による医療機能や医療提供体制の現状分析及び周辺地域の患者動向等の調査分析を行い課題を抽出するとともに、周辺市町等からの意見等を踏まえ、河北病院が地域医療の中で果た

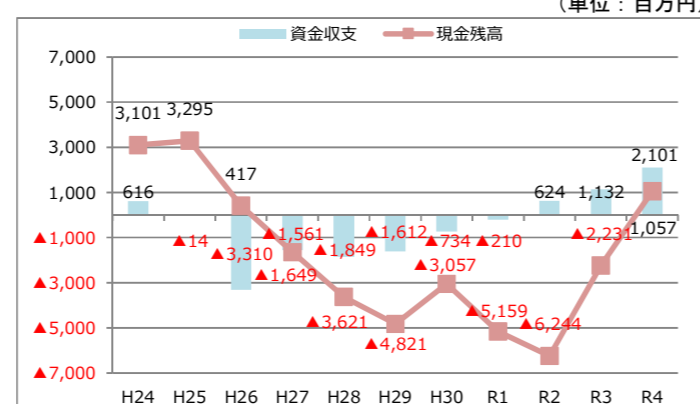
5 新型コロナウイルス感染症への対応

- 引き続き徹底した感染防止対策を講じながら、新型コロナ感染症の入院患者や外来患者に適切な医療を提供するとともに、経費縮減等に努め、経営改善を図る。

経常収支の推移



資金収支と現金残高の推移



6 各年度の資金不足比率の見通し

年度	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (計画)	R6 (計画)	R7 (計画)	R8 (計画)	R9 (計画)
資金不足比率											
地方財政法による資金不足比率	12.1%	14.6%	14.5%	14.6%	10.4%	6.8%	9.9%	9.8%	5.9%	2.9%	-
地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率	12.1%	14.6%	14.5%	14.1%	10.0%	6.4%	9.5%	9.5%	5.6%	2.6%	-

※ 令和2年度に借入した特別減収対策企業債の取扱いが、上記の2法で異なるため、資金不足比率が異なっている。